

お知らせ

～平成24年(2012年)12月請求分から～

旧浅井町地域の水道料金が変わります

水道事業の経営は、施設の維持管理等にかかる経費を、皆さんから水道料金としていただくことで成り立っています。

旧浅井町地域においては、給水人口が伸びなくなった平成19年度から、老朽管路の更新や修繕費の増加に加え、統合事業に要した借入金の返済等も重なり、経費の全部を料金で回収することができなくなってきています。

また統合事業完了に伴い、平成25年度から浅井簡易水道事業は上水道事業となり、独立採算を原則とした企業会計制度により経営します。企業会計では、今回整備した施設の更新経費についても料金で回収していくことになり、今後も水道事業を安定的に経営していくために料金を見直すことが必要となりました。このことから、浅井簡易水道事業運営協議会での審議を踏まえ、6月定例議会に提案し、全員一致で可決いただき、水道料金を改定します。

これからも安心して飲める水を安定的に供給し、また災害に強い水道を維持していくため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆水道料金の現状◆

水の使用量が同じでも料金は地域によって異なります(下記参照)。これは水源や水質によって、飲み水にするための処理方法やそれにかかる費用が違うためです。

○長浜市の地域ごとの水道料金比較(口径13mmで1か月間の使用量が20㎡の場合) ※平成24年4月現在

水道事業	水道企業団	びわ	浅井	湖北	高月	木之本上水	木之本簡水①	木之本簡水②	余呉	西浅井
料金(円)	2,700	2,350	1,600	1,470	2,152	2,980	2,620	1,570	2,362	2,150

◆料金改定の概要◆

旧浅井町地域の水道事業は、平成4年から約20年間料金を改定せずに経営してきましたが、整備等により管理費用が増加したことにより、次のとおり改定します。

○改定前				○改定後			
基本料金月額			超過料金 (1㎡当り月額)	基本料金月額			超過料金 (1㎡当り月額)
用途	基本水量	料金		用途	基本水量	料金	
一般用	10㎡	600円	100円	一般用	10㎡	800円	120円
営業用	100㎡	10,500円		営業用	100㎡	10,500円	

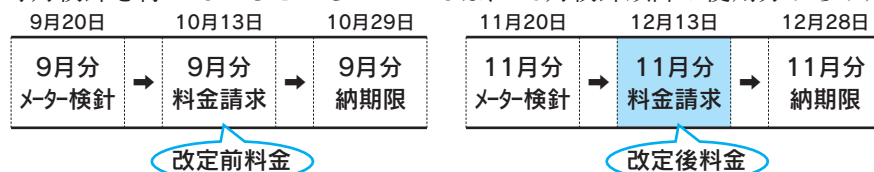
○1か月間の使用量に基づく改定前後の水道料金比較

使用水量	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡
改定前料金	600円	1,600円	2,600円	3,600円	4,600円	5,600円	6,600円	7,600円
改定後料金	800円	2,000円	3,200円	4,400円	5,600円	6,800円	8,000円	9,200円

◆料金改定の時期◆

水道料金は平成24年12月の請求分から改定します。12月の請求分は、11月20日頃に検針した水量に基づくものであり、9月検針以降に使用された分が料金改定の対象となります。

※毎月検針を行っているところについては、10月検針以降の使用分が対象となります。



お知らせ

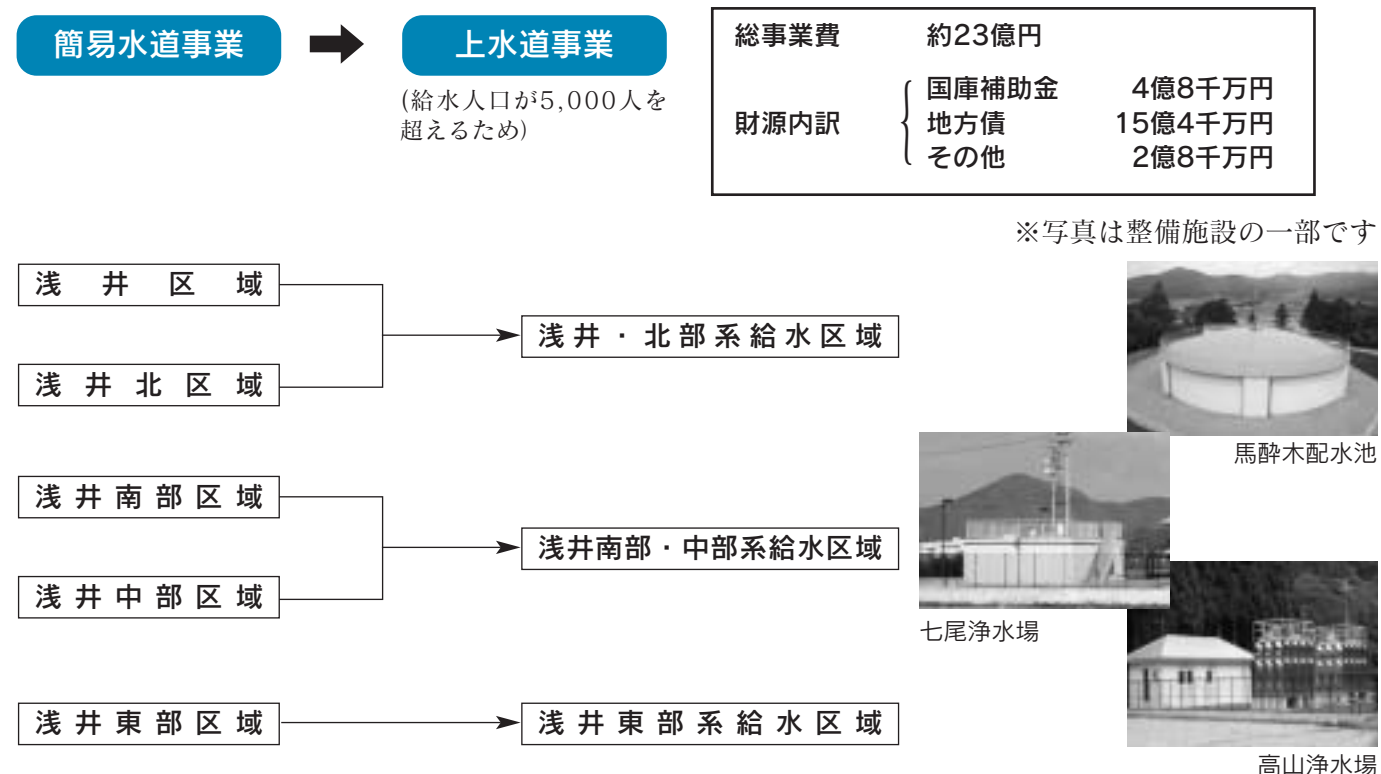
旧浅井町地域の簡易水道統合事業がまもなく完了します

旧浅井町地域の水道事業は、昭和31年に集落内水道として創設して以来、地域の水道普及、水需要の増加に対応するため、5か所の簡易水道事業により運営してきました。

社会経済の発展に伴い、市民の皆さんからの水道に対する要望は、日常の安定供給はもとより、渇水や災害時においても必要な水を安全かつ安定的に供給すること、より良質な水の供給に努めることや適正な水圧を確保する供給サービスといったもの変わってきています。

このようなことから、平成16年3月に県の認可を受け、5つの簡易水道事業を上水道事業として3施設に統合する事業に着手し、今年度で事業を完了する予定となっています。

この事業により、給水量のアップ、水道供給システムの見直し、老朽化施設の耐震化、各給水区域間の連絡等を行い、今後の水道経営を合理的かつ効率的に行えるようになります。



※写真は整備施設の一部です

～平成25年4月から～

旧浅井町、旧湖北町地域の水道事業が長浜水道企業団に経営統合されます

平成23年12月に策定された長浜市地域水道ビジョンに基づき、長浜市が経営している水道事業は、水需要の減少に伴う経営状況の悪化、施設設備の老朽化といった課題を解決するため、市町合併のスケールメリットを生かした広域化に向けた取組みを進め、長浜水道企業団に段階的に経営統合していくこととなっています。

旧浅井町地域と旧湖北町地域の水道事業は、平成25年4月から企業団に統合されます。統合に伴い、一元管理による安全性、安定性、サービスの向上を確保し、効率的で持続性のある水道事業をめざし、運営基盤の強化を図ります。

なお統合時の料金については、平成25年3月の料金体系がそれぞれ引き継がれます。

ただし、新規で水道に加入する人の加入金については、企業団に統一されますのでご了承ください。

問 上下水道課 (☎65-1600)